

交付決定前に補助事業の事前着手を行う場合

緊急またはやむを得ない理由がある場合、交付決定前に補助事業の事前着手を行う事が出来ます。

ただし、右記書類①②を本事務局へ提出し、交付決定前事業着手承認を受けた事業者に限ります。

※「事前着手届」を提出した場合であっても、補助金の採択が約束されるものではありませんので、予めご了承ください。

提出書類

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②交付決定前事前着手承認申請書（第2号様式）

提出先・提出方法

電子メール、郵送（書留郵便に限る）又は持参で提出すること。

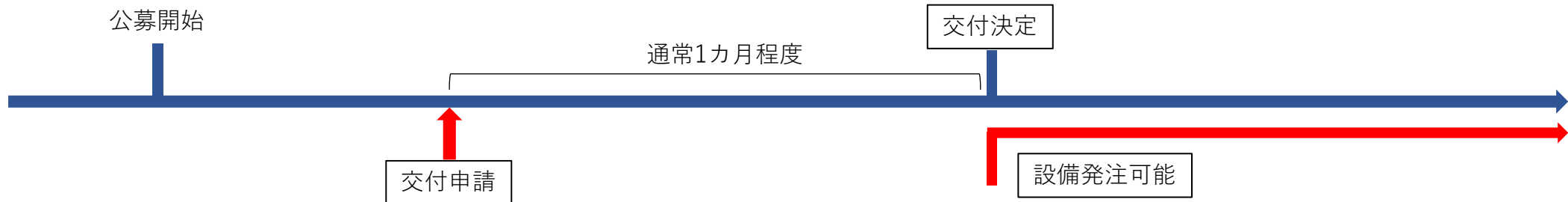
〒950-2035 新潟市西区新通451

一般社団法人環境省エネ推進研究所

E-mail : info@eecp.or.jp

電話 : 025-263-0100 FAX : 025-263-0114

通常の手続きの流れ



事前着手をする場合の流れ

